

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

284

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。

農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。

具体的な支障事例

農用地の権利移動に係る関係法令には、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。

農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑であり、農業者などから事務改善や営農に支障を来しているとの声が寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。

また、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を確認しており、地域の農業者などの利害関係者とも調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものとする。

なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

縦覧の廃止によって利用権設定までの期間が2週間程度短縮されることで、農業者などの適切な営農に資するとともに、農地中間管理事業の利用向上が期待される。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市

○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。

○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。

そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。

本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。

なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。

○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。

2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。

○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。

このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。

○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑である。

また、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはないため縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考えられる。

○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。

○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。

契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。

○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)

○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。

○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。

そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。

今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。

なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。

○事務手続きに長期間を要する要因となっている。

○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。

市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成 26 年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。

各府省からの第 1 次回答

農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後 5 年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度上でも、配分計画案については、事前に市町村農業委員会の意見を確認すること等により、利害関係者（農地の所有者、使用者等）との調整、すなわち地域の合意を得るための調整はできているため、あえて都道府県に事務的な負担をかける必要はない。
法附則第 2 条では、「施行後 5 年を目途として事業の在り方全般について検討を加える」旨明記されているが、本年はちょうどその 5 年目に当たる。今秋から機構事業の手続きの煩雑さの解消等についての総合的な検討が本格化することのだが、とりわけ今回提案した「農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止」については、次期通常国会に改正法案を提出し、必ず実現していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5 年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。

【福島県】

農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後 5 年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第 2 次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

【全国市長会】

手続の簡素化に向け、対応を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【総論】

○ 「機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討する」とのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当該認可における縦覧制度、利用権の存続期間延長、単純な業務委託の知事承認についても提案団体の支障を解消する方向で検討いただきたい。

【1】農用地利用集積計画・配分計画の作成事務の簡素化・迅速化

○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務に係る一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で完結する仕組みへと見直す方向で検討いただきたい。

○ 配分計画の都道府県知事認可に係る縦覧制度については、実態として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定前段階で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、縦覧を廃止する方向で検討いただきたい。

【2】利用権の存続期間延長手続きの緩和

○ 利用権の存続期間を単に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間で合意がとれている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものではないことから、安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別に設けるなど、集積計画及び配分計画の撤回・再作成・認可・公告等の事務を不要とする見直しを行うべきではないか。

○ 機構関連事業の対象とする農用地については、あらかじめ当該事業が行われ得ることについて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地について、機構関連事業を実施しようとする場合には、集積計画の撤回・再作成等により、農地中間管理権の再取得を行う必要があるとされている。

機構関連事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構関連事業の対象とする方向で制度を見直すべきではないか。

【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止

○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで知事承認を求める必要はないのではないか。

各府省からの第2次回答

【総論】

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

【1】について

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

【2】について

○ 配分計画の単純延長は、農地の集約化の機会を逸するおそれがあり、これを推進することは望ましくないと考えるが、他方、手続の簡素化は重要であるため、これらのバランスを取りながら検討していく。

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

【3】について

○ 今回の提案の内容も踏まえ、検討を進める。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)

(ii) 農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。